

## 台風等の荒天時の資源・ごみの収集について

### ■ 気象警報発令時などでは収集を中止する場合があります

区では、暴風雨や積雪等の特別警報・警報の予測が出ている場合や鉄道等の公共交通機関の計画運休が予定されている場合には、資源・ごみの収集を中止する場合があります。

中止する場合は、新宿区ホームページ等でお知らせします。

【問合せ】新宿清掃事務所 ☎(3950)2923へ。

## 粗大ごみの申し込みはお早めに インターネット申し込みのご活用を

粗大ごみの申し込み件数増加により、申し込みから収集まで時間がかかっています。

粗大ごみの申し込みは、下記粗大ごみ受付センターに電話するか、インターネット(右下図二次元コード)で受け付けています。電話が混み合い、お待たせすることが多くなっていますので、インターネットでの申し込みをご活用ください。

【問合せ】粗大ごみ受付センター ☎(5296)7000(月～土曜日、午前8時～午後7時)へ。粗大ごみ受付センターホームページ(右図二次元コード) <https://sodai.tokyokankyo.or.jp/>からも申し込みます。



※新規受け付けに限り(一度申し込んだ粗大ごみの変更・取消を除く) ☎0570(03)7000(月～金曜日午前8時～午後7時)でも受け付けています。

## がけ・擁壁改修のための支援事業を ご活用ください

台風・集中豪雨等による被害を防ぐため、日頃からのがけ・擁壁の点検、適切な維持管理が必要です。

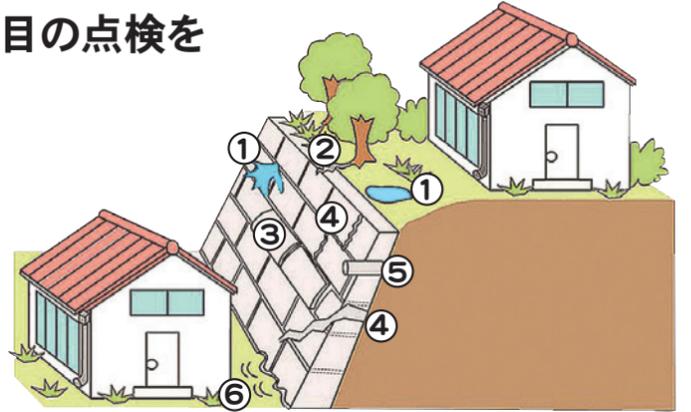
区では、がけ・擁壁の所有者等に、コンサルタントの派遣や改修する際の工事費の助成、土砂災害警戒区域内での専門技術者の派遣をしています。詳しくは、お問い合わせください。

※改修工事の契約は助成金交付決定後に行ってください。

【問合せ】建築指導課構造設備担当(本庁舎8階) ☎(5273)3745へ。

### ⚠ 以下の項目の点検を

- ① 擁壁や擁壁の上部から水が浸み出していないか
- ② 樹木の根やツタなどが擁壁に悪い影響を与えていませんか
- ③ 擁壁に膨らみが見られませんか
- ④ 擁壁の亀裂や、ブロック等の目地に沿った亀裂が見られませんか
- ⑤ 水抜き穴(排水パイプ)はありますか
- ⑥ 地盤が沈下していませんか



## 地震に強い 住まいのために

### 木造住宅の耐震化

昭和56年5月31日以前に着工した木造2階建て以下の住宅・共同住宅・店舗等併用住宅(過半が住宅)用途であること等が対象です。

#### ■ 耐震診断のための建築士派遣(無料)

区から建築士を派遣し、耐震診断を行います。診断には、簡易な診断を行う「予備耐震診断」と、地震による損壊等に対する建築物の強度(耐震性能)を評価する「詳細耐震診断」があります。

#### ■ 補強設計等・耐震改修工事・工事監理への助成

##### ▶ 補強設計等

補強設計にかかる費用の一部を助成します(限度額/17万円)。

※詳細耐震診断と補強設計を合わせて実施する場合、助成限度額は30万円(詳細耐震診断/13万円、補強設計/17万円)です。

##### ▶ 耐震改修工事

補強設計に基づいて行う耐震改修工事にかかる費用の一部を助成します。

※申請者が個人の場合は、申請者を含む世帯全員が住民税を滞納していないこと等が要件です。耐震改修工事とは関係のない部分のリフォーム工事費や消費税は助成対象外です。

##### ▶ 工事監理

工事監理にかかる費用の一部を助成します(限度額/20万円)。

### ブロック塀等の除去

道に沿って高さが1m以上あり、安全性が確認できないブロック塀・万年塀・大谷石塀などの除去にかかる費用の一部を助成します(限度額/40万円)。

【要件】▶敷地内全ての助成対象となるブロック塀等(道路突出部分、付属する門柱含む)を除去すること、▶道に沿って新たにブロック塀等を設ける場合は「建築基準法関連法令」を遵守(道路突出の是正等)し、かつ、道側からの高さが60cm以下(土留め・基礎等含む)のものであること

【助成金額】40万円を限度に▶実際の工事にかかる費用、▶除去するブロック塀等の面積(m<sup>2</sup>)×面積当たりの単価(※)で算出した費用のいずれかのうち低い額  
※面積当たりの単価▶万年塀…6,000円/m<sup>2</sup>、▶ブロック塀・大谷石塀等…12,000円/m<sup>2</sup>



▲ブロック塀倒壊の例(平成19年新潟県中越沖地震)/提供:消防科学総合センター

区では、切迫する首都直下地震に備えて、区内の昭和56年(1981年)5月31日以前に着工した建築物を対象に、無料の建築士派遣や、耐震診断、補強設計・耐震改修工事への助成等、耐震化の支援を行っています。

助成要件・金額等詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】防災都市づくり課(本庁舎8階) ☎(5273)3829へ。

### 非木造建築物の耐震化

昭和56年5月31日以前に着工した鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物が対象です。

#### ■ 耐震アドバイザー派遣・簡易耐震診断(無料)

区から建築士を派遣し、耐震診断・改修工事の必要性の調査等のアドバイスや、設計図面等に基づき、建物の外部・内部の外観調査等を行う簡易耐震診断を実施します。

#### ■ 耐震診断・補強設計・耐震改修工事への助成

▶耐震診断…耐震診断にかかる費用の一部を助成(限度額/200万円)

▶補強設計…補強設計にかかる費用の一部を助成(限度額/200万円)

▶耐震改修工事…補強設計に基づいて行う耐震改修工事にかかる費用の一部を助成

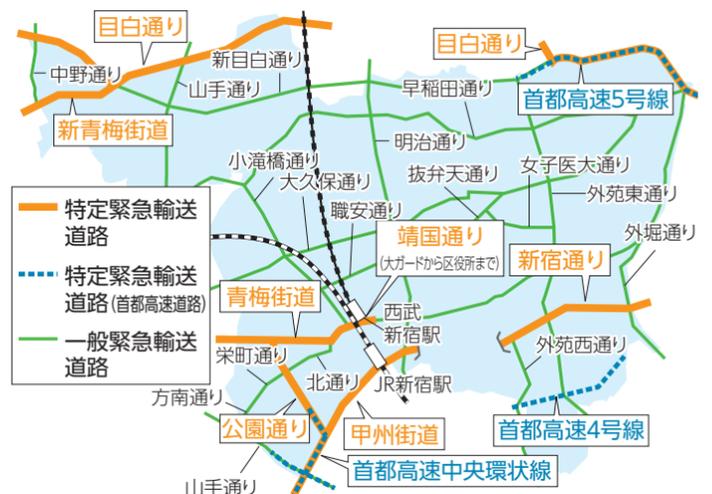
※申請者が個人の場合は、申請者を含む世帯全員が住民税を滞納していないこと等が要件です。耐震改修工事とは関係のない部分のリフォーム工事費や消費税は助成対象外です。

### 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

#### ■ 補強設計・耐震改修工事・除却・建替えへの助成

災害時の避難や救助活動等に重要な役割を持つ特定緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化を進めるため、耐震改修工事等の費用を助成しています。

要件等詳しくは、お問い合わせください。



●賃借人がいる特定・一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震工事等の助成額を加算  
令和2年10月から、賃借人がいる緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修工事等助成に加算しています。助成要件・金額等詳しくは、お問い合わせください。